

建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施 ～労働基準監督署では石綿（アスベスト）を重点に指導～

国土交通省、環境省及び厚生労働省の建設リサイクル法合同一斉パトロールを
平成 29 年 10 月頃～平成 29 年 11 月頃まで実施します。

平成 14 年度に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が完全施行されて以降、今年度で 15 年が経過したところです。

この間、現場における適切な分別解体、再資源化の徹底を図るため、全国の行政庁において毎年現場パトロールを実施してきており、こうした取組もあって、法律の目的である、建設資材のリサイクル率の向上や不法投棄量の減少については、着実に効果が上がっているところです。

一方で、解体工事に関しては、昨年 6 月には建設業法における「解体工事業」が新設され、新たに許可を取得する者が増加していることや、解体工事に伴うアスベスト飛散の防止及びフロン類の廃棄時回収など、必要となる知識・技術がより広範になり、これまで以上に現場における法の遵守徹底が重要になっていることを踏まえ、引き続き、更なる現場指導の徹底や監視の強化を図っていきます。

1. 実施期間 平成29年10月頃 ～ 平成29年11月頃まで

※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。

※この期間以外においても、定期的に現場パトロールを実施しております。

2. 実施機関 各都道府県及び特定行政庁の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び 各都道府県労働局の労働基準監督署が合同で実施

3. 実施内容 【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底 【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況 の確認及び周知徹底 【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び 周知徹底

<お問い合わせ先>

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 小林（内線 5515）

TEL：03（5253）1111（代表）

TEL：03（3502）6756（直通）